

マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

交際費の費途不明金課税と使途秘匿金課税

～接待交際費の費途不明金課税～

「接待交際費」とは、得意先や仕入れ先など、仕事上付き合いのある取引先との関係を円滑にするための必要不可欠な営業活動費であり、収益につなげるために支出する費用です。法人税法上は、中小企業に関しては一定の金額まで経費と認められています。

しかし、接待交際費として支出しても、領収書の紛失や記録忘れなどにより使用目的を明確にできない場合は「費途不明金」となり、経費と認められません。

「費途不明金」とは、支払先や金額がわかっているものの、支出内容や支出目的が明らかでないものをいいます。たとえば、得意先への贈答費用がこれに該当します。領収書の記録忘れなどにより支出内容（購入対象物の内容）や支出目的（会社が負担すべき、事業に必要な接待行為であるか）が判断できないために、経費として認めることができなかつたものです。法人税法上は法人税課税の対象となります。たまたま支出内容や支出目的がわからなくなってしまう場合でも、「費途不明金」になってしまうと、経費として認められず、課税されてしまうので注意が必要です。

～使途秘匿金課税は追徴課税 40%！！～

さらに厳しい取り扱いを受けるのが「使途秘匿金」です。

「使途秘匿金」とは、会社が行う金銭の支出（贈与などの資産の引き渡しを含む。ただしゴルフのプレー料金や食事など資産の引き渡しに該当しないものを除く）のうち、支出内容や支出目的だけでなく支出先（支出先の名称及び所在地）も不明なものをいいます。

「使途秘匿金」は、税務調査において違法性が高いと判断され、経費として否認されるだけでなく、支出額の 40% を追加納税しなくてはなりません。

「使途秘匿金」の恐いところは、赤字会社で法人税の納税がない会社についても支出額の 40% を追加納税しなくてはならないことです。

～経費として認められるように帳簿に記載しましょう！！～

接待交際は要件を満たせば経費として認められます。税務調査になってあわてて要件を確認しても、記録が見つからなかったり、記憶を思い出すことができないこともあります。また、支出の経緯が不透明な場合、税務調査において違法性が高いと判断されれば使途秘匿金の取り扱いを受ける可能性があります。

会社の経理の正当性を税務調査において主張できるように、①支出の相手 ②支出の内容 ③接待相手の会社名及び氏名 ④謝礼などの金銭支出の場合には接待相手の所在地この 4 点を帳簿に記載しておきましょう。